

# 令和2年度の間蔵貯蔵施設事業の方針①

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。
- 令和3年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等※（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す。
- これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、令和2年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する。

## 輸 送

- より安全で円滑な輸送のために以下の対策を実施。
  - ・運転者研修等の交通安全対策や、必要な道路交通対策を実施し、安全な輸送を確保。
  - ・円滑な輸送のため、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化に取り組む。
- 市町村と連携して計画的な輸送を実施。各市町村の搬出量は、福島県と連携し、市町村と調整の上、避難指示の解除等に伴い住民の帰還を進めていく地域や立地町である大熊町・双葉町等への配慮等を考慮して決定予定。

※令和元年10月集計時点での輸送対象物量（搬入済量＋仮置場及び減容化施設等での保管量）は約1,400万m<sup>3</sup>

## 令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針②

### 用地

○着実な事業実施に向け、引き続き丁寧な説明を尽くしながら用地取得に全力で取り組む。

### 施設

○受入・分別施設及び土壌貯蔵施設

- ・受入・分別施設は、全9施設を安全に稼働。
- ・土壌貯蔵施設は、全8工区を安全に稼働するとともに、整備されたところから順次活用。土壌貯蔵が終了した施設では、安全性を確保しつつ、維持管理を着実に実施。

○廃棄物関連施設

- ・仮設焼却施設及び灰処理施設並びに廃棄物貯蔵施設を安全に稼働しつつ有効に活用。

### 減容・再生利用

○最終処分量の低減に資する、除去土壌等の減容・再生利用に向け、関係機関の連携の下、地元の御理解を得ながら、技術開発や実証事業を実施するとともに、再生利用先の具体化を推進。

○減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を推進。

